

第3号様式



苦情―(再苦情)―の申立てに対する回答書

成 契 第 1307 号
平成 27 年 10 月 23 日

島田建設株式会社
代表取締役 島田 公子 様

成田市長 小 泉 一 成



平成 27 年 10 月 13 日付けの苦情―(再苦情)―の申立てについて、下記のとおり回答します。

記

1 苦情―(再苦情)―の申立てがあった事業名

東町配水場高架水塔天板修繕

2 回 答

本件は、「水道施設工事」としての発注であります。高架水塔を稼働した状態での修繕となり、配水場の運転に支障を来さないよう、また、飲料水の品質確保は最重要であるため、雨水等の侵入により、給水区域内への給水ができなくなる事の無いよう施工して頂くものです。

したがって、施工品質等に関しては、安全施工への十分な担保を取る必要があることから、「水道用配水池のアルミニウム合金製屋根の製作・据付工事」の施工実績を入札参加条件に求めたところです。

しかしながら、貴社から入札時に提示された実績「成田市公津の杜中学校新築工事（建築工事）」は、公告で求めた条件と合致せず、入札参加に必要な資格を満たさなかったため、失格としたものです。

(教示)

この回答書による説明に不服のあるときは、回答の日から7日以内（成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条に規定する休日を除く。）に、市長に対して再苦情の申立てをすることができます。

なお、再苦情の提出先は、次のとおりです。

郵便番号 286-8585

住 所 千葉県成田市花崎町760番地

名 称 成田市総務部契約検査課

電話番号 0476-20-1515